

この書面をよくお読みください。

投資家口座への金銭の預託に係る契約の説明

1. 投資家口座について

当社が募集を取り扱う匿名組合契約（以下、「ファンド」といいます。）に関して、お客様からファンドへの出資に必要な金銭及びファンドからの分配金をあらかじめ山口ソーシャルファイナンス株式会社（以下、「弊社」といいます。）に開設する投資家専用口座にお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。

金融商品取引業者の概要

商号

山口ソーシャルファイナンス株式会社

本店所在地：〒754-0894 山口県山口市佐山3番20号

登録：第二種金融商品取引業（第二種金融商品取引業者中国財務局長（金商）第41号）

業務の内容：金融商品取引法第2条第2項第5号に掲げる権利（集団投資スキーム持分）の売買、売買の媒介、売買の代理並びに私募の取扱い

代表者氏名：木村俊之

電話番号：083-989-4712

資本金：5,000万円

主な株主：MOT 総合研究所、株式会社山口銀行、山口キャピタル株式会社

加入金融商品取引業協会：一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

苦情・紛争の申出先：特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（0120-645-005）

2. 弊社は出資金を営業者へ払い込むまでの間、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第14号の2イ及びロに規定する方法により、以下の銀行の普通預金口座又は信託銀行への金銭信託することにより管理します。弊社がお預かりいただいた金銭を分別保管する金融機関の口座は次のとおりです。

（普通預金）

金融機関・支店名：山口銀行 宇部支店

口座番号：（普通）5076290

口座名義人：山口ソーシャルファイナンス株式会社 投資家口

（金銭信託）

受託者：三井住友信託銀行 広島中央支店

所在地：広島県広島市中区紙屋町1丁目2-22

口座番号：（その他）500

口座名義人：山口ソーシャルファイナンス株式会社

2. 口座管理手数料について

投資家口座の口座管理手数料は原則無料とします。ただし、下記の場合は次の手数料をいた

だきます。

口座管理手数料

- ・ 残高証明書は1通につき 1,000 円（税抜）
（監査法人指定の残高証明書が必要な場合は、3,000 円（税抜））
- ・ 取引証明書は取引 1 件につき 1,000 円（税抜）
- ・ 顧客勘定元帳等の写しは1年間（1年間未満の場合は1年間に切り上げます。）につき 1,000 円（税抜）
- ・ 相続のお手続きにつきましては、1件につき 3,000 円（税抜）

3. 利息について

投資家口座に預託された金銭に対して利息は付さないものとします。

4. 金融機関の手数料について

投資家口座への入出金に係る金融機関の振込手数料等は、お客さまにご負担していただくこととします。従いまして、お客様が当社の取引システムにて投資家口座への入出金を行われた際の取り扱いは以下ようになります。

【ご入金される場合】

取引システム上で入金指示があった金額にかかわらず、お客さまがご利用される金融機関等から当社口座へ振り込まれた実際の金額が投資家口座へ入金されます。

【ご出金される場合】

取引システム上で出金指示があった金額を投資家口座の残高から出金処理します。ただし、お客さまが指定する金融機関口座へ振り込まれる際の振込手数料はお客様のご負担となります。

5. リスクの説明

投資家口座は投資家保護基金の対象ではありません。また、預貯金や保険契約ではありませんので、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象でもありません。

6. クーリングオフについて

この契約に関して、金融商品取引法第37条の6（クーリングオフ）の規定は適用されません。

7. 投資家口座の解約について

お客様が出資した全てのファンドの運用が終了し、投資家口座からお預かりした金銭及び分配金等の残高全額が出金された場合、投資家口座は解約可能となります。

そのため、口座解約された後にあらためてファンドへの出資を希望されるお客様は新たに口座開設のお手続きをしていただくこととなります。

8. 契約解除

弊社は「反社会的勢力への対応に係る基本方針」に基づき、次の各号のいずれかに該当した場合、ただちにこの契約を解除します。

- （1）お客様が「リスクの確認及び投資家表明事項」にて確約された事項が虚偽であると認

められたとき。

(2) お客様が反社会的勢力に該当すると認められたとき。

(3) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、契約を継続しがたいと認めたとき。

なお、ご不明な点等ございましたら口座開設前に弊社担当窓口（083-989-471

2）までお問い合わせください。

2015年6月1日制定

2019年10月1日改定